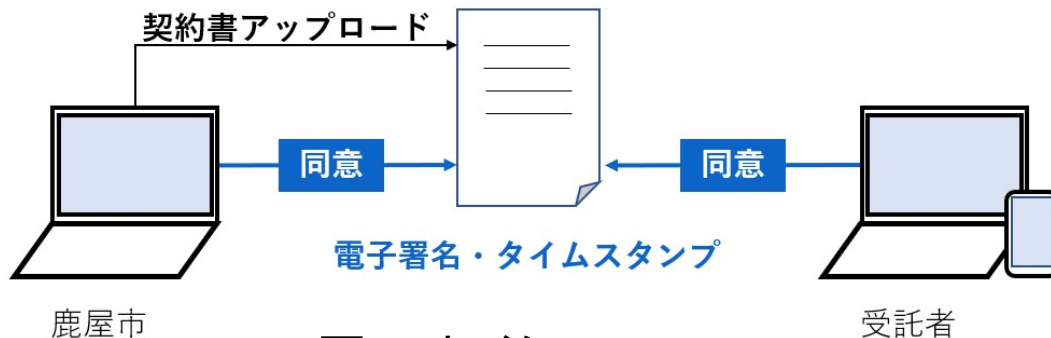


鹿屋市 電子契約導入のお知らせ

～コスト削減と業務効率化！鹿屋市が推進する電子契約～

電子契約とは？

従来の紙の契約書に代わり、オンライン上で契約を締結する新しい方法です。
メールを受信できる環境さえあれば、利用できます。



電子契約のメリット

収入印紙が不要！

コスト削減

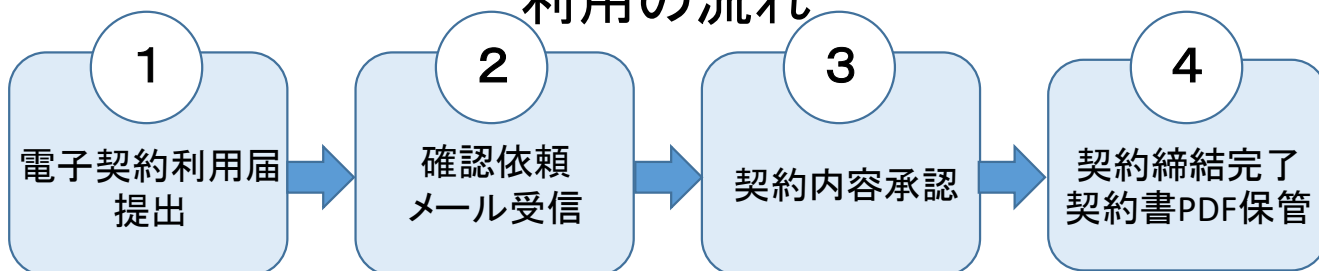
契約事務の効率化

メールができれば
利用可能

対象となる契約

原則、鹿屋市と契約するすべての契約（従来どおり書面（紙）での契約も選択可能）
ただし、法令等により書面によるべきとされている契約を除く。
（また、契約の内容等により、書面（紙）による契約をお願いする場合があります。）

利用の流れ



お問合せ

鹿屋市役所 デジタル推進課

電話：0994-31-1135

メール：jyouhou@city.kanoya.lg.jp